

地方団体に委ねることによって、国民の利便が向上し、事務処理のコストが安上がりとなる場合がある」というのがある。都道府県知事選挙等における委託金などとともに、近年の地方分権に伴う都道府県から市町村への権限委譲に伴う委託金(交付金)も存在する⁸⁾。財源保障機能として当然のことである。

このように、都道府県支出金は、国庫支出金の機能とされるもののうち、ナショナルミニマムの財源を保障する機能としては独自のものとしてはないものの、市町村が行っている行政経費にかかる財源を保障する財源保障機能と、税源の均衡化を図る財源調整機能とを持ち合わせているといえる。

つづいて、金澤(1994)をその後の動きにも触れつつ検討することで、都道府県支出金について定量的な分析を行うこととする。金澤(1994)は、1977年度、1986年度、1992年度の財政統計をもとに、政令指定都市への補助金をのぞいたうえで、大都市圏、地方圏の10圏域に分けて分析した結果、都道府県支出金は国庫支出金の削減を財源保障の面から下支えする役割と、対地方税比率の水準が大都市圏より地方圏のほうが高いことから地域的な財政調整的機能とを担っているとしている。

金澤は、大都市圏と地方圏で「1人当たりの行政コストが異なるのは当然であり、多くの行政項目で前者より後者が上回るのは、財政学の常識である」と考えており⁹⁾、金澤(1994)でも「対地方税比率」を使い、1人当たりコストの比較に陥らないように注意している。しかし、大都市圏と地方圏で地方税収構造は異なるものの税収額そのものは人口におおむね比例しており、一方、1節で見たように、人口に比例せず集積の利益を発揮することの多い公共事業費に対する補助金が都道府県支出金の多くを占めている時期もあるため、都道府県支出金の対地方税比率は、人口の少ない地方圏のほうが高くなるであろう¹⁰⁾。

金澤(1994)をもとに、その後の2007年度までの15年間の動向を追加して、政令指定都市(2003年度のさいたま市、2005年度の静岡市、2006年度の堺市、2007年度の新潟市と浜松市が該当)を除いて作成したのが表2-1である。

まず、国庫支出金を下支えする財源保障機能について、単独事業については東北地域と北

7) 通例、県内の町村部や条件不利地域に手厚く配分する傾向があるだろうことが予想されるが、この「地域間再分配という財源調整機能」がどの程度あるかどうかの分析は、他日を期したい。

8) たとえば熊本県は、市町村への支援(財政支援)として、権限委譲にかかわる交付金算定基準に人件費を根拠とするほか、事前準備の特別交付金も用意している(<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/ijyou.html>)。

9) 金澤(2002)12-13ページ。

10) このほか表1-2で見たように、都市と町村とで都道府県支出金の歳入全体に対する構成比は、町村のほうが高くなっている。そのため、人口の少ない町村を多く抱える都道府県は、それが少ない都道府県と比べ都道府県支出金が相対的に多くなる可能性がある。

陸地域で伸びている（東北では、1997年度に680億円が2002年度に少し下がるものの2007年度に683億円に戻る。北陸では、1992年度の321億円が2002年度に少し落ちるが2007年度には514億円にもどしている）という例外があるが、他の地域でB/Aの数字は、北海道で1997年度のピーク63.7→2007年度51.1や東北（同じく81.8→59.1）、関東臨海（86.1→65.8）、東海（75.4→66.0）、中国（73.9→62.7）、四国（77.8→59.4）と軒並みダウンしている。近畿はピークが1992年度であり（78.8）、すでに1997年度には55.4とダウンしているうえに2007年度には51.8となっている。北陸も単独事業が下支えしているがそれでも76.9→69.4と下降している。なお九州は50ポイント台で推移している。これについては、この10年間、分母である国庫支出金の絶対額が東北、関東内陸、関東臨海、東海の地域で増えていることとも関連してはいる。いずれにせよ、金澤（1994）のいうように80年代後半の国庫支出金の削減に対してたしかに都道府県支出金は財源保障の面から下支えする側面があったかもしれないが、21世紀にはいると、そのような傾向は認められないのである。

また、金澤（1994）の用いている地域間財政調整的機能については、表2-1のように、ひきつづき、対地方税比率が大都市圏より地方圏のほうが高く、その機能を果たしているといえる（たとえば、2007年度で北海道22.8%、東北18.8%、九州24.0%に対し、関東臨海11.1%、近畿12.3%）。ただし、同じ地域間で見ると、対地方税比率そのものは減少しており、しかも地方圏のほうが減少割合が大きく、相対的に財政力の弱い北海道や四国で1997年度との対比で対地方税比率が10ポイント前後減少している。もっとも、これは財政統計データの結果についてそう見えるだけで、前述したように、必ずしも人口に比例しない公共事業に対する補助金から、ほぼ人口に比例する福祉に対する補助金に対象が変わってきたことを反映していると思われる。人口の多いしたがって高齢者の多い関東内陸や関東臨海、東海、近畿で、国庫支出金を伴う都道府県支出金の金額の絶対額が減少しないこともそれを裏づけている（関東臨海ではむしろ増嵩している）。

さて、税収の均衡化を図る機能である都道府県支出金の財源調整機能を検討することとするが、都道府県支出金であるから当該都道府県内の市町村の財源調整は行うことができるが、それが47集まったときに全国的な傾向はどうなるだろうか。そこで、市町村の種別ごとに、地方交付税や国庫支出金ともあわせて対地方税比率を計算してみたのが、表2-2から表2-5である（中都市から中核市や特例市が分立したという制度変化があるので中都市や中核市、特定市の表は掲載していない）。

2007年度は税源移譲により市町村民税を6%の比例税率とする改革が行われ、地方部の市町村ほど大きな地方税増収となった。分母の地方税収が増えたので、対地方税比率が下がることはやむをえない。しかし、市町村全体を見ると（表2-2）、21世紀の傾向として普通交付税の財源調整機能の大きさが改めて示されているとともに（近年その比率が下降傾向にあ

表2-1 市町村(政令指定都市を除く)の地域別補助金

(単位:100万円, () 内%)

地域	年度	国庫支出金		都道府県支出金				
		金額(A)	対地方税比率	国庫支出金を伴うものの金額	国庫支出金を伴わないものの金額	合計		
						金額(B)	対地方税比率	B/A
北海道	1992	172,736	(43.0)	70,801	26,935	97,736	(24.3)	(56.6)
	1997	242,665	(54.7)	104,362	50,164	154,526	(34.8)	(63.7)
	2002	221,172	(53.3)	83,611	40,544	124,155	(29.9)	(56.1)
	2007	190,190	(44.7)	60,891	36,273	97,163	(22.8)	(51.1)
東北	1992	237,003	(28.7)	131,286	35,897	167,183	(20.3)	(70.5)
	1997	306,272	(30.7)	182,458	67,980	250,439	(25.1)	(81.8)
	2002	307,830	(33.0)	134,319	62,813	197,133	(21.2)	(64.0)
	2007	317,252	(31.8)	119,140	68,338	187,477	(18.8)	(59.1)
関東内陸	1992	183,142	(14.5)	8,980	59,585	148,565	(11.7)	(73.4)
	1997	259,421	(17.7)	113,818	89,759	203,577	(13.9)	(78.5)
	2002	254,217	(18.3)	102,459	73,960	176,419	(12.7)	(69.4)
	2007	296,124	(19.2)	98,073	82,522	180,595	(11.7)	(61.0)
関東臨海	1992	442,824	(10.8)	93,260	231,769	325,029	(8.0)	(83.2)
	1997	390,498	(12.1)	93,217	242,936	336,153	(10.4)	(86.1)
	2002	457,514	(15.2)	100,479	200,407	300,885	(10.0)	(65.8)
	2007	515,644	(16.6)	128,109	215,733	343,842	(11.1)	(66.7)
東海	1992	209,199	(11.7)	80,147	91,902	172,049	(9.7)	(79.1)
	1997	291,179	(14.0)	99,296	120,382	219,679	(10.5)	(75.4)
	2002	297,874	(15.1)	98,473	95,607	194,080	(9.8)	(65.2)
	2007	298,942	(15.0)	93,660	103,637	197,297	(9.9)	(66.0)
北陸	1992	128,216	(17.9)	69,363	32,086	101,449	(14.2)	(66.1)
	1997	185,356	(21.9)	94,426	48,069	142,496	(16.8)	(76.9)
	2002	169,265	(21.9)	83,638	43,841	127,479	(16.5)	(75.3)
	2007	172,029	(24.2)	67,897	51,421	119,317	(16.8)	(69.4)
近畿	1992	348,284	(16.0)	109,859	120,461	230,320	(10.6)	(78.8)
	1997	540,541	(22.2)	143,472	156,000	299,472	(12.3)	(55.4)
	2002	524,515	(24.0)	141,582	111,760	253,342	(11.6)	(48.3)
	2007	510,039	(23.7)	131,960	132,452	264,412	(12.3)	(51.8)
中国	1992	185,711	(23.0)	93,595	52,831	146,426	(18.2)	(78.8)
	1997	257,956	(28.4)	116,407	74,327	190,734	(21.0)	(73.9)
	2002	241,105	(28.5)	105,540	68,742	174,282	(20.6)	(72.3)
	2007	252,296	(27.2)	95,881	62,317	158,197	(17.0)	(62.7)
四国	1992	151,691	(34.1)	73,047	38,385	111,432	(25.0)	(73.5)
	1997	178,839	(35.1)	87,967	51,207	139,174	(27.3)	(77.8)
	2002	167,900	(34.4)	81,861	46,965	128,826	(26.4)	(76.7)
	2007	157,560	(29.9)	56,717	36,894	93,611	(17.7)	(59.4)
九州	1992	513,823	(48.1)	205,833	60,814	266,647	(25.0)	(51.9)
	1997	659,158	(51.9)	263,084	104,934	368,018	(29.0)	(55.8)
	2002	637,171	(51.6)	237,673	89,906	327,579	(26.5)	(51.4)
	2007	644,537	(47.0)	214,483	114,742	329,225	(24.0)	(51.1)

(出所) 金澤(1994)をもとに、「地方財政統計年報」各年版から作成。

表2-2 主な歳入科目の対地方税比率の変化（市町村単純合計）

(単位：%)

	1992年度	1995年度	1997年度	2000年度	2002年度	2005年度	2007年度
普通交付税	37.4	38.6	38.9	49.2	43.4	38.9	32.0
国庫支出金	22.7	28.0	24.7	26.3	26.8	29.4	26.1
うち普通建設事業	8.8	10.1	8.2	8.3	6.6	5.8	5.2
都道府県支出金	12.0	14.4	13.2	13.2	12.7	12.6	12.3
うち国庫支出金を伴うもの	6.4	8.2	7.2	7.4	7.1	6.6	6.5
うち普通建設事業	3.1	3.7	2.8	2.6	2.4	1.3	0.8
うち単独事業	5.5	6.2	6.1	5.8	5.6	6.0	5.9
うち普通建設事業	2.2	2.4	2.2	1.6	1.4	1.1	0.9

(出所) 『地方財政統計年報』各年版より作成。

ることは、三位一体改革等で地方交付税総額が減っていることのあらわれ)、普通建設事業分については低減傾向であるものの、上昇傾向にある国庫支出金の一方(2007年度に減少してはいるが)、都道府県支出金が「国庫支出金を伴うもの」で据え置き状態となっている。単独事業でこのところ持ち直しており、2007年度には地方税の分母の伸びから見て相対的に比重を高めている。また、普通建設事業については、国庫支出金自体も、国庫支出金を伴う都道府県支出金も、単独事業も、一様に減っていることも見てとれる(国庫支出金：1995年度10.1%から2000年度8.3%、2005年度5.8%。国庫補助を伴う都道府県支出金：1995年度3.7%、2000年度2.6%、2005年度1.3%。都道府県単独：1995年度2.4%、2000年度1.6%、2005年度1.1%)。なお、単独の都道府県支出金のうち普通建設事業以外のものは、1995年度3.8%、2000年度4.2%と逡増傾向にあったが、2005年度に4.9%、2007年度に5.0%と突出して増えている。

町村について見ると(表2-3)、90年代に増えた都道府県支出金の対地方税比率が大きく減少し続けている(1995年度40.4%、2000年度33.5%、2005年度27.1%)。「国庫支出金を伴うもの」も単独事業もともに普通建設事業分が減少していて、この傾向に引きずられ全体の比率が減少している。そのなかでも普通建設事業以外の部分は、とくに単独事業で90年代を通じて伸びており、21世紀に入ってもそれを減少させてはいないようである(国庫支出金も普通建設事業をのぞくと18%程度で、「国庫支出金を伴うもの」では普通建設事業を除くとだいたい12%程度で推移しているが、単独補助は6%台で推移している)。90年代には公共事業を町村に厚く配分していた。その配分が90年代末期から21世紀にかけて激減してくるのである。

小都市(人口10万人未満都市)については(表2-4)、地方交付税(合併した自治体では

表 2-3 主な歳入科目の対地方税比率の変化(町村)

(単位：%)

	1992年度	1995年度	1997年度	2000年度	2002年度	2005年度	2007年度
普通交付税	148.8	149.1	145.6	160.8	141.6	120.5	106.1
国庫支出金	29.5	33.9	30.0	27.7	25.4	27.0	23.2
うち普通建設事業	15.2	15.2	11.8	11.9	9.7	9.2	8.1
都道府県支出金	34.2	40.4	37.2	33.5	31.5	27.1	23.1
うち国庫支出金を伴うもの	22.8	27.6	24.9	22.5	21.1	17.9	14.2
うち普通建設事業	13.7	15.8	12.0	10.6	9.5	5.1	3.4
うち単独事業	11.5	12.7	12.4	11.0	10.4	9.3	8.9
うち普通建設事業	6.4	6.8	6.2	4.5	3.8	2.6	2.1

(出所) 表2-2に同じ。

表 2-4 主な歳入科目の対地方税比率の変化(小都市)

(単位：%)

	1992年度	1995年度	1997年度	2000年度	2002年度	2005年度	2007年度
普通交付税	46.4	46.3	46.1	58.4	51.9	72.0	63.4
国庫支出金	26.0	27.7	24.9	25.8	26.5	30.0	26.0
うち普通建設事業	9.7	9.7	7.5	7.7	6.3	7.0	6.2
都道府県支出金	13.1	15.5	14.7	15.2	15.2	19.7	17.6
うち国庫支出金を伴うもの	6.9	8.4	7.9	8.7	9.0	11.6	10.0
うち普通建設事業	3.0	3.5	2.7	2.6	2.5	2.4	1.6
うち単独事業	6.2	7.1	6.7	6.5	6.2	8.1	7.6
うち普通建設事業	2.6	3.0	2.5	2.0	1.6	2.0	1.4

(出所) 表2-2に同じ。

普通交付税の合併算定替を含む)や国庫支出金の対地方税比率が2005年度に逡増している。2007年度に減少をしているのは税源移譲の影響である。都道府県支出金については、町村と同様に、普通建設事業分が90年代に峰(といっても、町村ほどには厚く配分されていない)となったあと減少傾向であるが、都道府県支出金全体としては逡増傾向を見せている。とくに普通建設事業ではない部分は、「国庫支出金を伴うもの」で1992年度には3.9%だったが、2000年度には6.1%、2007年度には8.4%、単独事業では、1992年度3.6%、2000年度4.5%、2005年度6.1%、2007年度6.2%と、構成比は相対的に小さいものの、その対地方税比率は増加傾向となっている(市町村全体と同様、2005年度にその伸びが大きくなっている)。ここでも、公共事業から福祉に補助金の対象が変化していることが表れている。

比較のために大都市(政令指定都市)について見た(表2-5)。普通交付税、国庫支出金

表2-5 主な歳入科目の対地方税比率の変化（大都市）

（単位：％）

	1992年度	1995年度	1997年度	2000年度	2002年度	2005年度	2007年度
普通交付税	11.3	12.5	14.3	22.3	19.9	15.8	10.6
国庫支出金	23.8	36.0	28.8	30.8	31.7	32.7	28.9
うち普通建設事業	9.2	12.5	11.1	9.7	7.0	5.2	4.4
都道府県支出金	3.0	4.5	3.1	3.7	3.4	4.4	6.1
うち国庫支出金を伴うもの	0.9	2.2	0.9	1.5	1.2	1.4	2.6
うち普通建設事業	0.5	0.7	0.5	0.5	0.4	0.2	0.1
うち単独事業	2.1	2.3	2.2	2.2	2.2	3.0	3.5
うち普通建設事業	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2

（出所）表2-2に同じ。

も普通建設事業の減少から対地方税比率は減少傾向である。都道府県支出金が「国庫支出金を伴うもの」、単独事業とも対地方税比率が傾向として上昇していることに注目しておきたい。公共事業補助は従来からほとんど行われていないから、高齢化に伴う福祉的事業の拡充（要対象者の増加を含む）が行われているのであろう。都市と農村（町村）では高齢化率は都市のほうが少ないが、無（少）年金者等、行政対応の必要な高齢者の存在は都市のほうが多いことが予想される。とくに国庫支出金を伴う都道府県支出金で顕著である。ここでもまた、福祉に対する補助金の比重が増してきたことが表れている。

以上見てきたように、都道府県支出金については、普通建設事業に対する補助金が大きく減少したことの影響が自治体全体を通じて指摘できる。とくに、90年代に厚く配分されていた町村への配分が少なくなっている。その一方、普通建設事業に対する補助金ではない部分や、もともと少なかった大都市への配分が増加している。一般に大都市のほうが高齢者等の福祉対象者の絶対数は多い。医療費で考えても大都市圏と地方部で一人あたりの医療費に大きな違いがあることは想像しにくく、福祉に対する経費は人口に比例することが大都市への都道府県支出金をおしあげたのであろう。一方、公共事業費自体は、規模の経済がはたらくため1人あたりで見ると人口と反比例するものであり、公共事業補助金から福祉等のソフト分への経費の補助が変わったという構造変化が、都道府県支出金の町村への配分の減少、大都市での増嵩というかたちで表れている。このことは、表2-1 で見たように、金澤（1994）の指摘は公共事業拡大基調の期間について正しくとも、その後の公共事業縮小の時代については当てはまらなくなったことを裏づけている。

このように、都道府県支出金は、公共事業であれ、福祉であれ、必要な行政経費をまかなうという意味での財源保障機能と、税源の均衡化という趣旨での財源調整機能を引きつづき